

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C店における資格取得日は昭和44年11月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月1日から45年3月1日まで

申立期間の年金記録について照会したところ、厚生年金保険の加入の事実が確認できない旨の回答があった。

昭和42年4月16日にA社C店に正社員として入社し62年8月10日の退職まで継続して勤務しており、休職や途中退職したことはなく、厚生年金保険の保険料についても入社してから退職するまで毎月給与から控除されていた。

申立期間について、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が保管する申立人の「中脱記録照会（回答）」（B社の厚生年金基金の加入記録を打出したもの）、B社から提出された「給与明細氏名コード選択」の写し及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が昭和42年4月16日から62年8月10日までの期間、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、企業年金連合会が保管する申立人の「中脱記録照会（回答）」によると、申立人が昭和44年11月1日にA社で厚生年金基金の加入員資格を喪失しているものの、同日に同資格を再取得していることが確認でき、申立人の同基金における加入期間に欠落は無い。

さらに、B社人事事務センターの厚生年金保険担当者は、「申立期間当時、厚生年金保険の手続は複写式の届出様式により、社会保険事務所と厚生年金基

金に提出していた。」と供述している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年11月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に同社C店において同資格を再取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、企業年金連合会から提出された「中脱記録照会（回答）」の昭和44年11月1日の資格取得時の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年4月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年4月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和38年4月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間のうち昭和38年5月1日から40年7月1日までの期間については、事業主は、申立人が昭和38年年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正する必要がある。

また、標準報酬月額については、昭和38年5月から同年7月までは1万4,000円、同年8月から39年9月までは1万8,000円、同年10月から40年6月までは2万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月8日から40年7月1日まで
社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

昭和38年4月にA社（現在は、B社）D支店から同社C支店に転勤になり、52年4月1日まで継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和38年4月8日から同年5月1日までの期間は、雇用保険の記録、複数の同僚の供述及びB社が作成した回答書から判断すると、申立人が申立期間を含め、35年5月1日から52年3月31日まで同社に継続して勤務し（昭和38年4月8日にA社D支店から同社C支店へ異動）、申立期間

に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和38年5月の記録により、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和38年4月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和38年5月1日から40年7月1日までの期間は、申立人の厚生年金保険被保険者記録については、社会保険庁が管理するオンライン記録上は、38年4月8日にA社D支店に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、40年7月1日に同社C支店において同資格を取得するまで存在しないが、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が同社C支店において38年5月1日に資格取得し、40年7月1日に資格喪失するまで厚生年金保険被保険者であったことが確認できることから、事業主は、社会保険事務所に対し、申立人が38年5月1日に同被保険者資格を取得し、40年7月1日に同資格を喪失した旨の届出をそれぞれ行ったことが認められるところ、社会保険庁における事務処理が適正に行われなかったことが推認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社C支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により、昭和38年5月から同年7月までは1万4,000円、同年8月から39年9月までは1万8,000円、同年10月から40年6月までは2万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 26 日から 32 年 6 月初めまで
② 昭和 32 年 6 月 10 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

申立期間①当時は、A社で勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の記録が無い。

申立期間②及び③の期間は、B社（現在は、C社）で昭和 32 年 6 月 10 日から 38 年 2 月末日まで継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録は、32 年 10 月 1 日から 38 年 2 月 28 日までとなっている。

また、B社では、昭和 38 年 2 月 28 日まで勤務し、2 月分の給与から同月の厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同年 2 月 28 日が厚生年金保険被保険者資格の喪失日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出のあった申立期間①当時の写真と手紙及び同僚の供述から、期間を特定することはできないものの、申立人が申立期間①当時、A社において勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、申立期間①より後の昭和 33 年 10 月 1 日であることが確認できる上、申立人と同時期にA社で勤務していたと供述している同僚は同社での厚生年金保険

の被保険者記録が無く、このことについて当該同僚は、「私は、A社では、厚生年金保険には加入していなかった。給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述している。

また、社会保険庁の記録によれば、A社は、昭和52年12月27日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できる関連資料を得ることができず、申立人が申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人から提出されたB社発行の「退職金計算書」から、申立人が昭和32年6月10日から同社において勤務していたことは確認できる。

しかし、C社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の控えを見ると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和32年10月1日であることが確認できる上、当該日付は、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の同保険被保険者資格取得日と一致している。

また、C社の事務担当者は、「申立期間②当時には入社後一定期間は、臨時（見習い）の雇用形態があったと思われる。」と供述している上、B社において、昭和32年3月2日から33年4月1日までの期間に健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、供述の得られた4人中2人は、それぞれ、「当時は臨時雇用の期間が最低3か月あった。私も31年11月ころに入社したが、厚生年金保険の記録は32年3月からである。」、「初めは臨時雇用であり、入社してから3か月程度してから健康保険証をもらった。」と供述していることから判断すると、同社では、入社から一定の期間を経た後に正社員とし、その際に、健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、申立人は、B社においては、昭和38年2月28日まで勤務し、同年2月分の給与明細書の記録を基に、同年2月の厚生年金保険料が控除されていると主張している。

しかし、申立人から提出されたB社発行の「退職金計算書」を見ると、「退社 昭和38年2月27日」と記載されている上、同じく申立人から提

出された申立期間③当時の「タイムカード」には、昭和 38 年 2 月 27 日までは出勤退社時間の打刻があるが、同年 2 月 28 日には打刻が無く、退職と記載されていることが確認できる。

また、C社から提出された申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の控えにおいても、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 38 年 2 月 28 日であることが確認でき、当該日付は、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

さらに、申立人から提出された昭和 38 年 2 月分の給与明細書からは厚生年金保険料が控除されているが、同年 3 月分の給与明細書からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。厚生年金保険料の控除について、C社の事務担当者は、「現在、保険料の控除は翌月控除であり、申立期間③当時も翌月控除と思われる。」と供述している上、申立期間③当時、B社において社会保険関係事務を担当していた同僚も「厚生年金保険の保険料は、前月分を控除していたので、2月分の給料から控除している保険料は1月の保険料である。」と供述している。

このほか、申立期間③における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 9 年 11 月 28 日から 10 年 10 月 10 日まで

申立期間①については、A社（現在は、B社）に、昭和 62 年 6 月から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日が、同年 11 月 1 日となっている。

申立期間②については、C社に、平成 10 年 10 月 10 日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、9 年 11 月 28 日となっている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人が昭和 62 年 6 月 26 日からA社において勤務していたことは認められる。

しかし、申立人が昭和 62 年 6 月から勤務していたことを供述している同僚は、「私もA社には、同年 2 月から勤務していたが、厚生年金保険の記録は同年 6 月からである。申立期間①当時、入社後、3 か月から 4 か月の試用期間があると聞いたことを覚えており、そのため入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違していると思っている。」と供述しているところ、社会保険庁の管理する同社の記録において、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日が、同年 6 月 1 日であり、それ以前の 60 年 2 月から 62 年 5 月までの期間については、国民年金に加入し、保険料を現年度納付していることが確認できる。

また、ほかに供述の得られた同僚4人全員が、A社における申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについて、「わからない。」と供述している上、このうちの一人は、「申立期間①当時、同社入社時には約3か月の試用期間があった。」と供述している。

さらに、A社の事業主は、「平成11年以前の資料は無く、申立人の入社日や申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と供述している上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、申立人は、「A社に入社後、すぐに健康保険証をもらい、同社と同じビル内にあった診療所に通院した。」と主張しているが、申立期間①当時、同社が入居していたビル内に所在していた診療所の開設者は、「申立人の氏名に記憶はあるが、診療所は平成15年に閉鎖し、その際にカルテ等も廃棄していることから、通院時期が申立期間①当時であったかどうかはわからない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②について、申立人は、「C社には、平成10年10月10日まで勤務していた。」と主張しているところ、法務局の保管する法人登記簿によれば、申立人は、同年4月20日まで同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、雇用保険の被保険者記録において、申立人のC社の離職日は、平成9年11月27日となっている上、同社が労務管理を委託しているD労務管理事務所から提出された被保険者台帳においても、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年11月28日となっており、社会保険庁の管理する記録と一致している。

また、雇用保険の被保険者記録において、申立人は、C社を退職後、失業手当を受給していることが確認でき、公共職業安定所が保管する申立人の「支給台帳」を見ると、求職申込年月日は、平成9年12月11日となっており、その後、待期期間及び給付制限期間終了後の10年3月18日から同年11月17日までの期間、失業手当を受給していることが確認できることから、仮に、申立人の主張どおり申立期間②において、申立人が同社に勤務していたとしても、失業手当を受給しながら、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たす勤務をしていたとは考え難い。

さらに、社会保険庁の管理する申立人の国民年金納付記録を見ると、申立人は、平成9年11月28日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年同月から11年8月までの期間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、C社の事業主は、申立人の勤務期間及び法人登記簿の記録につ

いて、「申立人が勤務していたのは、平成9年までであったと思うが、法人登記簿上、申立人が10年4月20日まで取締役であった理由は分からない。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月27日から平成3年3月31日まで
昭和59年11月27日のA社のオープン当時から従業員として勤務し、平成12年6月30日に退職するまで同事業所で継続して勤務した。

A社に在職中は、給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の経営母体であるB社から提出された「従業員給与台帳」及び同僚の供述から、入社時期の特定はできないものの、申立期間当時、申立人がA社においてパート従業員として勤務していたことは認められる。

しかし、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の控えにより、申立人は平成3年4月1日に同保険被保険者資格を取得し、満65歳に到達した9年*月*日に同資格を喪失していることが確認できる。当該記録は社会保険庁の記録と一致している上、同社から提出された昭和63年2月分及び平成9年2月分の給与一覧表を見ると、申立人は、昭和63年2月分の給与からは厚生年金保険料が控除されておらず、厚生年金保険被保険者資格取得後の平成9年2月分の給与からは、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人のB社における厚生年金保険の加入状況に関し、同社の現在の事務担当者は、「申立人の身分は入社から退社するまでパート従業員であり、申立期間は勤務時間数が厚生年金保険の加入条件を満たしていなかったため、当社では加入手続を行わなかったと思う。」と供述しており、このこ

とについては申立人も「同社には、パート従業員として雇われ、勤務時間は午後5時から閉店までであった。」と主張していることから、同社では、パート従業員については勤務時間数に応じて厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがわかれるところ、社会保険庁の記録により、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる申立期間当時パート従業員であった同僚は、「申立期間当時、A社では、夜間のパート従業員は勤務時間の関係で厚生年金保険に加入できなかったと思う。私も勤務時間が加入条件を満たさなかったため、入社当初は厚生年金保険に加入できなかったことから、同保険に加入するまでは国民年金に加入していた。」と供述しており、当該同僚については、社会保険庁のオンライン記録により、昭和51年9月1日から、B社において厚生年金被保険者資格を取得する平成2年4月1日までの期間、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、C市の保管する申立人の国民健康保険の加入記録を見ると、申立人は、申立期間を含む昭和55年1月31日から平成3年3月31日までの期間、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる上、申立期間において、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から25年10月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、昭和24年3月にA県立B高等女学校を卒業後、同年4月にC連合会D支部（現在は、E連合会D本部）に就職し、A県B市で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E連合会の給与厚生課担当者の供述、申立期間当時の事業主の子息の供述、申立人の高等女学校時代の同級生の供述及び申立人の主張から、申立期間当時、C連合会D支部の構成機関である事業所がA県B市内に存在し、申立人が、雇用開始時期は特定できないものの、社会保険庁の記録上、同連合会D支部で健康保険厚生年金保険の被保険者資格取得日となっている昭和25年10月1日以前から当該事業所において勤務していたことはいくつかある。

しかし、E連合会から提出のあった「昭和24年採用発令簿」に申立人の氏名は確認できない上、同連合会給与厚生課の担当者は、「24年以外の発令簿にも申立人の氏名は確認できない。この発令簿に記載されているのはC連合会（D支部）で採用された正社員のみと思われるので、申立人は正社員ではなく、D支部がA県の事業所で現地採用した職員かもしれないが、詳しいことは分からない。」と供述しているところ、同発令簿において、同年4月16日に同連合会D支部で採用されていることが確認できる同僚8人は、社会保険事務所が保管する同連合会D支部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年5月1日に健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得している

ことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するC連合会D支部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、氏名が確認できた同僚からは、同連合会D支部の構成機関であるA県B市に存在した事業所における厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができなかったものの、申立人が、当該事業所において経理担当の先輩であったと主張している同僚について、社会保険事務所が保管する同連合会D支部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該同僚が、健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、申立人がB市の当該事業所で働き始めたと主張している昭和24年4月より一定期間経過後の同年9月16日であることが確認できる。

これらのことから判断すると、C連合会D支部においては、正社員以外の現地採用により入社した従業員については、一定期間経過後に健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するC連合会D支部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前の昭和24年1月1日から社会保険庁の記録上申立人の被保険者資格取得日となっている25年10月1日までの期間に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番も無い。

加えて、E連合会は、申立期間当時の社会保険関係の資料を廃棄していることから、申立人の勤務実態及び申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できる関連資料等も無い上、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 3 月 26 日まで

平成 20 年に社会保険事務所で年金相談をした際に、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを初めて知った。しかしながら、A社を退社するときに、脱退手当金を請求し受け取ったという記憶が全く無いので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページとその前後のページに記載されている女性被保険者であり、脱退手当金の支給要件である2年以上の厚生年金保険被保険者期間を有し、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年3月26日の前後2年以内に資格を喪失した14人について、社会保険庁が管理するオンライン記録を確認したところ、申立人を含む8人に脱退手当金の支給決定記録が確認できる上、当該8人全員、厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることが確認できる。

また、脱退手当金の支給決定が確認できる同僚7人のうちの1人が、「A社を退社する際に会社から脱退手当金の説明があった。私は、同社を退社後に脱退手当金をもらったが、申立期間当時、同社の女性従業員であった多くの者が同手当金をもらっていたようである。」と供述していることから、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性は否定できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、脱退手当金の支給決定を意味する「脱」表示が記載されている上、社会保険庁が管理するオンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月

後の昭和 41 年 6 月 20 日に支給決定されており、申立期間の脱退手当金の支給金額にも計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 18 日から 35 年 11 月 4 日まで
② 昭和 38 年 9 月 20 日から 39 年 4 月 26 日まで

66 歳の時、受給している老齢年金の内容を確認するために社会保険事務所に年金記録の照会をしたところ、A社に勤務していた申立期間①については脱退手当金が支給済みとなっていること、B社に勤務していた申立期間②については厚生年金保険の加入期間になっていないことを知った。

しかしながら、私は、C町にあったB社（前身は、D社）が倒産したときに、同社が退職金代わりに脱退手当金の請求をし、脱退手当金をもらったことは憶えているものの、A社の加入期間に係る脱退手当金については、受給した記憶が無い。

また、昭和 35 年 11 月 2 日から 42 年 7 月 26 日までB社とE社において辞めることなく継続して勤務しており、B社が倒産した後も私自身の健康保険被保険者証で病院を受診した記憶があり、申立期間②については厚生年金保険被保険者であったと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「B社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は受給した憶えがあるが、A社に勤務していた申立期間①に係る脱退手当金については受給した憶えが無い。」と主張しているが、A社及びB社における申立人の厚生年金保険被保険者期間は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号により管理されていたことから、脱退手当金請求時にA社に係る脱退手当金を除外することは考え難く、両社の厚生年金

保険被保険者期間を併せて脱退手当金が支給決定されたものとするのが自然である。

また、支給決定された脱退手当金額は、申立期間当時の計算方法で検証した金額と相違があるが、これは期間を見誤った単純なミス（A社の厚生年金保険被保険者資格取得日の昭和34年12月18日を同年2月18日と見誤り10か月多く計算の基礎に算入）により、本来支給決定されるべき脱退手当金額より過大に支払われたものと思われ、手続上も厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和38年10月25日に支給決定されていることなどから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間①について、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②以前の1年間に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間②直前まで被保険者期間のある者及び申立期間②以後も厚生年金保険の被保険者期間が継続している者が50人確認でき、そのうち24人が申立人と同じ昭和38年9月に資格喪失していることが確認できることから、そのうち供述の得られた1人は、「F市C町にあったB社が解散になったので、会社から辞める様に言われ、ほとんどの従業員が辞めた。その時に申立人も一緒に辞めた。」と供述している上、申立期間②当時の事業主は、「F市C町にあったB社は、同年9月に規模を縮小し、同市内のG町に移転し事業を続けた。規模を縮小した時、会社を辞めた従業員がいた。」と供述している。

また、B社の法人登記簿において、同社が昭和38年11月にH社と商号変更をしたこと、及び同社事業主が、同年同月に新法人であるE社をF市G町に設立した記録が確認できることから、同年9月ごろにB社において何らかの事情により申立人を含む従業員の整理が行われ、他の厚生年金保険被保険者と同様に申立人についても厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続が取られた可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、「B社が倒産後も、私が被保険者である健康保険被保険者証により医療機関を受診した。」と主張しているが、社会保険事務所が保管する同社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険継続療養証明書交付記録欄に申立人の氏名が記載されていることから、申立人が、健康保険被保険者資格を喪失した後も、健康保険による療養の給付を受ける目的で健康保険継続療養証明書の交付を申請したもの

と考えられ、申立人は、昭和 38 年 9 月 20 日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失した認識があったことが推認できる。

加えて、B 社が保管していた申立人の失業保険被保険者離職証明書において、資格取得日が昭和 39 年 4 月 26 日と記載されていることから、同社は、同日に申立人について雇用保険資格取得手続を行うとともに、厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行なったと推認できる。

このほか、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はなく、申立人が申立期間②において、厚生年金保険の被保険者であったことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 7 年 7 月 28 日まで

A社での在籍期間の年金記録を確認したところ、標準報酬月額が一貫して 30 万円となっている。しかし、給与明細書のとおり、申立期間において実際に支給されていた各月の給与の総額はそれより高額であったので、標準報酬月額の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出された申立期間の給与明細書から、申立人の報酬月額（給与総支給額）は、社会保険庁が管理するオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、給与明細書の提出があった平成 3 年 11 月、同年 12 月、4 年 2 月、同年 4 月、同年 6 月、同年 8 月から 5 年 12 月までの期間及び 6 年 2 月から 7 年 6 月までの期間の各月について、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額を用い、申立期間当時の厚生年金保険料率及び被保険者の負担割合から導き出された標準報酬月額と社会保険庁が管理するオンライン記録における標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、給与明細書の提出が無い平成 3 年 10 月、4 年 1 月、

同年3月、同年5月、同年7月及び6年1月の各月については、社会保険庁が管理するオンライン記録における標準報酬月額と、事業主が各月の給与から控除していた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額の相違状況について確認はできないものの、前述の給与明細書の提出のあった各月とも同オンライン記録における標準報酬月額と事業主が給与から控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が一致していることから判断すると、当該各月についても、同オンライン記録と事業主が給与から控除していた同保険料に見合う標準報酬月額が一致しているものと推認できる。

なお、このような事務処理を行った理由について、申立期間当時のA社の事業主は、「同社は平成16年12月に廃業しており、申立期間当時の資料が無いことから不明である。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 1 月から同年 2 月 4 日まで
② 昭和 27 年 10 月 21 日から 28 年 6 月まで
③ 昭和 28 年 8 月から 29 年 12 月まで

申立期間の年金記録について社会保険庁に照会したところ、厚生年金保険の加入の事実が確認できない旨の回答があった。

当該期間は、事業主である叔父の紹介でA社に従業員の食事係として勤務していた期間であり、当時の給与明細書等の書類は無いが、厚生年金保険に加入していたはずであることから、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に入社する経緯について、「昭和 26 年末に事業主の弟と会ったことがきっかけで事業主を紹介され当該事業所に入社することとなった。」旨の主張をしているものの、具体的な入社時期に関する記憶は定かでない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚であり調査に協力が得られた4人のうち1人（以下「同僚a」という。）は、申立人を記憶しているものの、同氏が記憶している申立人が当該事業所に在籍していた期間は、社会保険庁が管理する記録によれば申立人が他の厚生年金保険適用事業所において被保険者であった時期と重複するなど、その供述の信頼性に疑問があり、その他の3人は申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間①における当該事業所での勤務の実態は確認できない。

さらに、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

- 2 申立期間②については、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる同僚であり調査に協力が得られた5人のうち2人が申立人を記憶しており、そのうちの1人は同僚aであり、申立人の当該事業所での在籍期間に係る記憶が前述のとおり、申立人の入社時期を別の事業所における被保険者期間とするなど矛盾することからその供述の信頼性に疑問があるものの、もう一人の同僚（以下「同僚b」という。）は、「申立人の氏名に聞き覚えはあるが、申立人の具体的な在籍期間は分からない。」旨の供述をしていることから、申立期間②において申立人が当該事業所で勤務していた可能性は否定できない。

しかしながら、前述の調査に協力が得られた同僚5人からは、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

一方、同僚bは「自分は、A社では入社から退職するまで継続して勤務し、途中で退職するようなことは無かった。」旨の供述をしているにもかかわらず、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同僚bの当該事業所における厚生年金保険被保険者期間は昭和28年5月5日から29年7月23日までと同年10月1日から同年11月15日までとなっており、両期間の間には2か月余りの厚生年金保険被保険者期間では無い期間が存在するといった厚生年金保険被保険者本人の記憶とは整合しない事情が一部見受けられる。

また、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

- 3 申立期間③については、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③において当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者であり調査に協力が得られた同僚6人のうち5人は申立人を記憶しておらず、他の1人は「申立人の氏名に聞き覚えはあるが、申立人の具体的な在籍期間は分からない。」旨の供述をしているが、同名簿により当該同僚には申立期間②及び③の両方の期間に当該事業所での被保険者期間があることが確認できることから、当該同僚の申立人に係る記憶が申立期間②及び③のいずれのものなのかは特定できない。

一方、申立期間③は、社会保険事務所が保管するB県所在のC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立人が、昭和28年7月15日から同年

8月8日まで当該事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる期間より後の期間であること、申立人が、「23年生まれの長男はB県内の小学校に入学（生年月日から判断して入学時期は昭和30年4月と考えられる。）した。」旨の主張をしていること、及びA社は29年11月15日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②において当該事業所での厚生年金保険被保険者資格を喪失している者のうち2人が、28年以降、当該事業所の業況が悪化したことをうかがわせる供述をしていることを考え合わせると、D所在の当該事業所を退職した後にB県所在のC社で勤務していた申立人が、申立期間③においてD所在の当該事業所に戻って勤務したと考えることは不自然である。

また、申立人が、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

- 4 法務局にA社の登記事項について照会したところ、当該事業所は現在存在していない旨の回答があった上に、申立期間当時の事業主も死亡していることからすべての申立期間当時の事情は確認できず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 40 年 12 月まで

申立期間の年金記録について社会保険庁に照会したところ、厚生年金保険の加入の事実が確認できない旨の回答があった。

当該期間は、A社の世話役であった義理の兄の紹介で同社に就職し、Bトンネル建設工事で重機オペレーターとして従事していた期間であり、当時の給与明細書等は残っていないが退職時に事業主から雇用（失業）保険に係る離職票を受け取った記憶があることから、同社では厚生年金保険にも加入していたはずであり、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が「申立人は、自分の兄の紹介でA社に雇用された。」旨の供述をしていること、事業所名は不明であるが申立人には昭和 38 年 10 月 28 日から 40 年 9 月 25 日までの期間について雇用保険への加入記録があり、申立人自身も同社退職時に雇用（失業）保険に係る離職票を受け取った旨の主張をしていることから、申立人が申立期間当時において同社あるいはその関係事業所に雇用され、Bトンネルの建設工事に携わっていたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA社B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で申立期間において当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる 70 人のうち、調査に協力が得られた申立人が同僚として記憶していた 1 人を含む 14 人全員が申立人を記憶していない上、そのうち 6 人は、申立人が主張する申立期間当時の業務内容等の事情から、申立人がA社ではなく、その下請会社で勤務していた可能性を示唆する供述をしている。

また、社会保険事務所が保管するA社B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号の欠番が見られないことから申立人の記録が欠落したものと考え難く、このほか、申立内容から申立人が申立期間当時に所属していた可能性があると考えられる、社会保険庁の記録上、申立期間当時において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる事業所のうち、事業所名に「A」を含み、かつ、C、D県、E県、F県に所在する当該事業所以外の5事業所、及び社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間当時に厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者が記憶していた下請事業所（G社、H社）において申立人が厚生年金保険被保険者であったことも確認できない。

さらに、社会保険庁が管理する記録では、申立人の元妻の兄は、申立期間当時、いずれの年金制度にも加入していなかったこととなっている上、申立人は「健康保険証には有効期限の表示がされていたかもしれない。」、「月に一度、健康保険証に検印のようなものを受けていたかもしれない。」旨の主張をしていることから、申立人は、申立期間当時、A社B出張所に日雇労働者健康保険法に規定する日雇労働者として雇用され、同法に基づき「日雇労働者健康保険受給資格者票」が交付されたことがうかがえる。

加えて、A社は昭和41年8月に合併しており、承継会社が申立期間当時の記録を保管していないことから申立期間当時の事情は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

自分の年金記録について社会保険事務所へ照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間は平成 2 年 4 月から 3 年 12 月までの期間であるとの回答があった。

しかしながら、正職員として勤務していたA社を退職するに当たり上司に平成 3 年 12 月末をもって退職したい旨伝えたところ、業務の都合で退職時期を 1 か月延期してほしいとの要請があり、結局、4 年 1 月 31 日付けで同組合を退職したことから、同年 1 月において自分が当該事業所の厚生年金保険被保険者となっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する雇用保険受給資格者票及び平成 4 年分給与所得の源泉徴収票に記されたA社（現在は、B社）の離職日（退職年月日）、当該事業所が保管する申立人が当該事業所を退職する際に提出した退職届及び人事関係書類に記された申立人の退職日から、申立人が平成 4 年 1 月 31 日付けをもって退職したことは確認できる。

しかしながら、A社が保管する申立人に係る給与台帳及び支払関係書類（以下「給与関係記録」という。）では、当該事業所の事業主が申立人の給与から平成 2 年 4 月から 3 年 12 月までの厚生年金保険料を控除したことは確認できるが、4 年 1 月の厚生年金保険料を控除したことは確認できない。

また、給与関係記録に記されている申立人に対する総支給額から所得税、社会保険料等の控除すべき金額を差し引いた金額は、申立人が保管するA社が申立人に支払った給与が振り込まれていた預金口座に係る通帳に記されている入金額と一致していることから、給与関係記録は、当該事業所が申立人

に支払った給与の内訳を記したものと考えられる。

さらに、申立人が保管する平成4年分給与所得源泉徴収票に、申立人の給与からA社が同年中に控除した保険料の金額として記されている1万6,821円は、給与関係記録に記された申立人の3年12月の健康保険料及び厚生年金保険料の合計額に4年1月の雇用保険料を加えた額である同年1月分の給与から控除された保険料の金額と一致している（平成4年1月分の健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額とは一致しない。）。

加えて、A社が保管する人事関係書類において、申立人と同日付けで当該事業所を退職したこととなっている者の、社会保険庁が管理するオンライン記録上の当該事業所における厚生年金保険被保険者期間は、申立人と同様に平成3年12月までとなっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。